

(お知らせ)

令和2年7月14日
防 衛 省

再就職等規制違反行為について

防衛省は、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第65条の2第1項(あっせん規制)及び同法第65条の3第1項(自己求職規制)の規定に違反する行為の疑いがあるとして、再就職等問題調査班及び防衛人事審議会再就職等監視分科会による調査を行った結果、法違反行為等が確認され、内閣府再就職等監視委員会及び防衛人事審議会再就職等監視分科会において法違反行為等が認定されました。

本日、違反者及び関係者への処分を行い、再発防止策を講ずることとしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

- 1 事案概要
別添1及び別添2のとおり
- 2 処分量定
別添3のとおり
- 3 処分年月日
令和2年7月14日(火)
- 4 再発防止策
別添4のとおり

陸上自衛隊における再就職等規制違反行為の概要

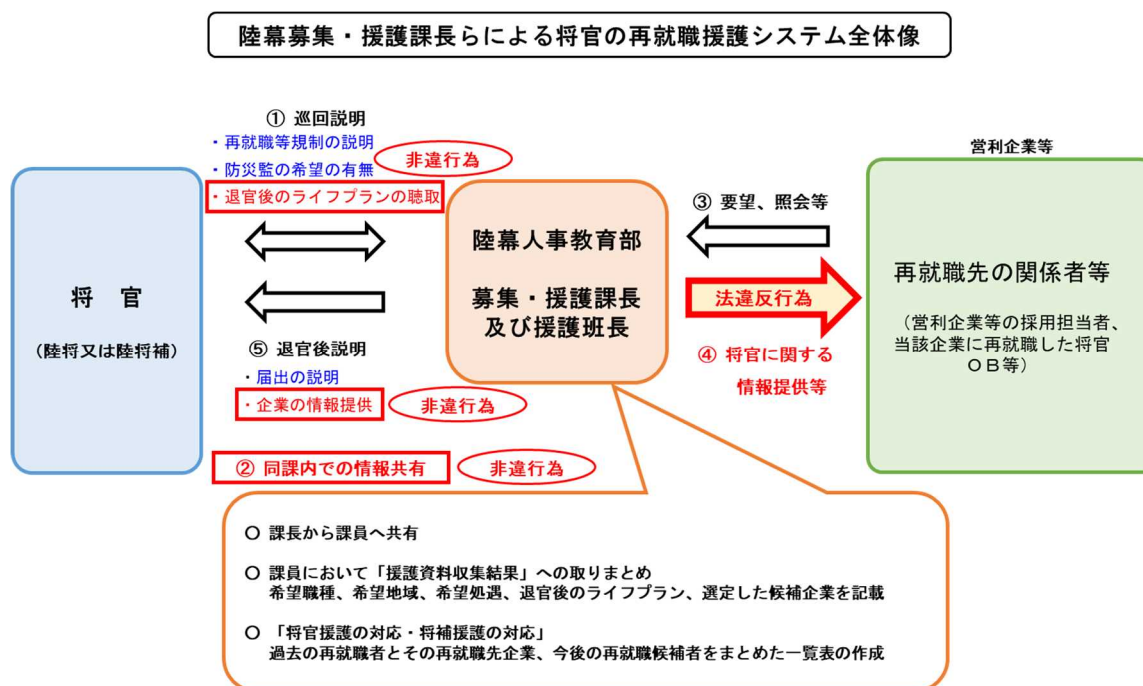
1 事案概要

(1) 調査の端緒

防衛人事審議会再就職等監視分科会による若年定年等隊員の再就職等規制違反行為の疑いに係る調査（別添2）の過程において、陸上幕僚監部人事教育部募集・援護課（以下「募援課」という。）課長と課員との間で、将官である自衛官から再就職の希望職域等を聴取したり営利企業等との間で再就職に関する調整をし、それを共有したりしていた形跡が認められたことから、将官等の一般定年等隊員に係る再就職等規制の監視機関である内閣府再就職等監視委員会に対して任命権者である防衛大臣から令和元年5月17日付で報告をし、同月21日に内閣府再就職等監視委員会から任命権者による調査を要求されたことにより、公正かつ中立的な立場で調査を実施する観点から、防衛大臣の下に外部有識者等で構成される「再就職等問題調査班」を同月27日に設置し、若年定年等隊員の規制違反の疑いを含め調査を実施したもの。

(2) 調査の結果認定した「将官の再就職援護システム」

調査の結果、歴代募援課職員による多数の法違反行為、非違行為等が認められたが、これらは、募援課において長期にわたり構築・運用されてきた将官の再就職のための援護システムの一環として行われてきたものであることが判明。



(注) 本件における非違行為とは、法規制には違反しないものの、法の趣旨を損なう「将官の再就職援護システム」を運用するにあたり、法違反行為を助長する行為と認められるもの。

2 違反行為等

(1) 自衛隊法第65条の2第1項（あっせん規制違反）

募援課において、退官が予定される将官に関する退官予想時期等の情報について、同条によって規制される営利企業等への情報提供行為等が認められた。

(2) 非違行為

募援課において、「将官の再就職援護システム」を構築・運用するため、

- ① 退官が予定される将官に対し、再就職等規制の説明等のために実施していた巡回説明の際に再就職に関する希望等を聴取
- ② 将官の再就職に関する希望等をまとめて管理
- ③ 退官後の将官に対し、営利企業等の要望等を伝達等の行為をしていたことが認められた。

(3) 「隊員の再就職について（通達）」（防人計第11866号。平成21年10月15日）（以下「あっせん禁止通達」という。）発出後、平成27年10月の自衛隊法改正による再就職等規制導入までの間に、営利企業等に対し、将官に関する情報を提供等の行為をしていたことが認められた。

(4) 自衛隊法第65条の3第1項（自己求職規制違反）

将官による自己求職規制違反の有無についても調査を実施したが、直接的に利害関係企業等に対して自己求職を行ったと疑われる行為は認められなかった。

H21.10.15 あっせん規制通達発出	C 募集・援護課長 訓戒	F 募集・援護課員 注意
	D 募集・援護課長 訓戒	G 募集・援護課員 注意
「あっせん禁止通達」違反		
H27.10.1 自衛隊法に基づく再就職規制開始	E 募集・援護課長 訓戒	募集・援護課員 注意
	A 募集・援護課長 停職30日 ・法違反行為：3件 ・非違行為：44件 ・法改正時においてシステムを継続 ・文科省事業発覚後もシステムを継続	募集・援護課員 停職10日
		募集・援護課員 停職10日 ・法違反行為：15件 （+通達違反13件） ・非違行為：65件
あっせん規制違反・非違行為		
R1.5.17 内閣府再就職等監視委員会へ報告	B 募集・援護課長 戒告 ・法違反行為：1件 ・非違行為：4件 ・システムの廃止を指示	募集・援護課員 戒告 ・法違反行為：7件 ・非違行為：47件
		募集・援護課員 戒告 ・法違反行為：なし ・非違行為：6件

3 「再就職等問題調査班」による法違反行為等の発生原因の考察

- (1) 防衛省・自衛隊において将官援護が必要であるとの意識の醸成や再就職あっせん禁止に対する不十分な取組み
 - ① 陸上自衛隊において、新たに導入された規制や制度等の実質的な趣旨についての周知・教育が徹底されず、「退官後の再就職先を組織として確保する」という意識から脱却することができなかった。
 - ② ①のような陸上自衛隊内の意識が、将官援護システムを担っていた募援課においても、あっせん禁止通達や再就職等規制の趣旨から乖離した不当な解釈を生み、これを維持・継続させる要因になっていたと考えられる。
- (2) 募援課における営利企業等とのなれ合い関係の継続及びそれを生んだ組織体制
 - ① 若年定年等隊員の就職援護を担う募援課としては、営利企業等の側に対して若年定年等隊員の再就職を依頼する一方、将官の再就職に関してはこれを依頼される側になるため、企業とのより一層良好な関係性を築くために営利企業等の依頼を受けるといったインセンティブも働いていたものと考えられる。
 - ② 募援課においては、再就職をした自衛官OBの再就職にかかる届出のとりまとめ及びその内容の監視を行う機能も有しており、当該届出等を通じて、将官OBを含めた自衛官OBの再就職の有無及びその再就職先を知ることが可能であったため、営利企業等において、募援課が将官OBの再就職状況を把握しているものとの認識の下、将官OB採用を検討した際にまずは募援課に行くという行動を取っていたものと考えられる。

4 「再就職等問題調査班」による再発防止に係る提言

- (1) 再就職あっせんに関わる一切の慣行の廃止
 - ① 大臣主導での防衛省・自衛隊としての将官の再就職あっせんに対する立場の表明
 - ② 再就職等規制部門と再就職援護部門との分離
 - ③ 新たな法改正等に際しての対応の見直し
 - ④ 企業に対する説明及び注意喚起
- (2) 再就職等規制の制度に関する職員への周知の徹底
 - ① 防衛省・自衛隊の全職員に対する教育
 - ② 継続的な研修
- (3) 将官の再就職に関するチェック体制の確立

若年定年等隊員の再就職等規制違反行為の概要

1 事案概要

元・陸上自衛隊補給統制本部員（以下、「本部員」という。）が同職と利害関係にある営利企業へ自己求職により再就職した経緯について、防衛人事審議会再就職等監視分科会が再就職等規制違反の疑いがあるものとして、平成30年4月から調査をした結果、陸上幕僚監部人事教育部募集・援護課員（以下、「募援課員」という。）及び本部員の再就職等規制違反に抵触する行為が認定されたもの。

2 違反行為

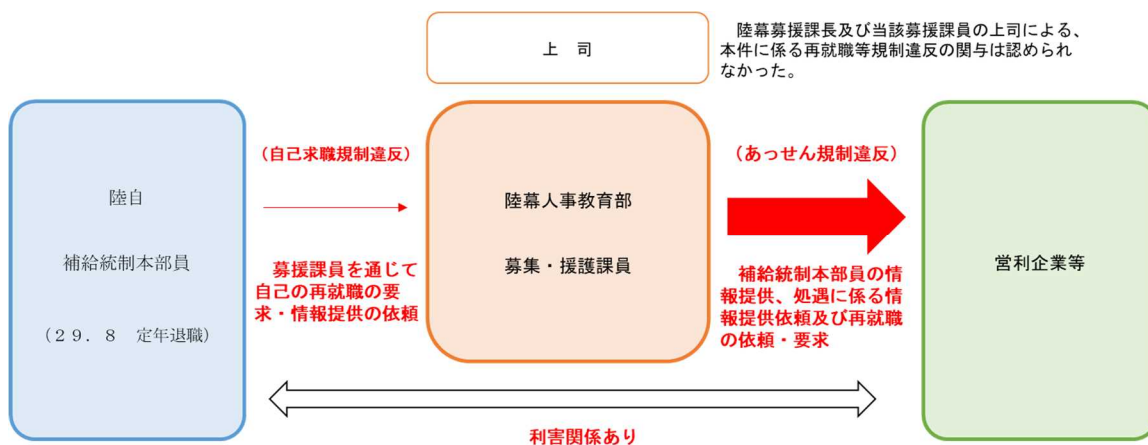
(1) 自衛隊法第65条の2第1項（あっせん規制違反）

募援課員は、本部員と利害関係のある営利企業^(注)に対して、本部員の情報提供、入社後の処遇に関する情報提供の依頼及び再就職の依頼、要求を
実行した。

(注) 自己の職務に関し総額2千万円を超える契約等の関係にある営利企業であり、在職中の求職活動や就職の援助の規制対象

(2) 自衛隊法第65条の3第1項（自己求職規制違反）

本部員は、利害関係のある営利企業に対して、在職中に募援課員を通じて、自己の再就職の要求、情報提供の依頼を実行した。



陸上自衛隊における再就職等規制違反行為に係る 関係者の処分について

1 再就職のあっせん規制違反に係る処分(自衛隊法第65条の2違反等)

- ・ A 募集・援護課長 停職30日
- ・ B 募集・援護課長 戒告
- ・ 募集・援護課員 停職10日
- ・ 募集・援護課員 停職10日
- ・ 募集・援護課員 戒告

2 再就職あっせん禁止通達違反に係る処分(通達違反)

- ・ C 募集・援護課長 訓戒
- ・ D 募集・援護課長 訓戒
- ・ E 募集・援護課長 訓戒
- ・ F 募集・援護課員 注意
- ・ G 募集・援護課員 注意
- ・ 募集・援護課員 注意

3 指揮監督義務違反に係る処分

- ・ H 陸上幕僚長
(退職者) 訓戒(相当)
- ・ I 陸上幕僚長
(退職者) 訓戒(相当)
- ・ J 陸上幕僚長 訓戒

・ K 陸上幕僚副長 (退職者)	訓戒(相当)
・ L 陸上幕僚副長	訓戒
・ M 陸上幕僚副長 (退職者)	訓戒(相当)
・ N 陸上幕僚副長	注意
・ O 人事部長 (退職者)	口頭注意(相当)
・ P 人事部長 (退職者)	訓戒(相当)
・ Q 人事教育部長	訓戒
・ R 人事教育部長	訓戒
・ S 人事教育部長	注意

【現役隊員】

※ 17名処分（処分内訳：停職3名、戒告2名、訓戒7名、注意5名）

【退職隊員】

※ 6名について処分に相当する評価（評価内訳：訓戒5名、口頭注意1名）

若年定年等隊員の再就職等規制違反行為に係る 処分について

1 現職者の処分(自衛隊法第65条の2違反)

- ・ 募集・援護課員 減給2月1／6

2 退職者の処分相当評価(自衛隊法第65条の3違反)

- ・ 補給統制本部員
(退職者) 減給1月1／6(相当)

再発防止策について

「再就職等問題調査班」による再発防止に係る提言	防衛省・自衛隊における再発防止策
<p>(1) 再就職あっせんに関わる一切の慣行の廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 大臣主導での防衛省・自衛隊としての将官の再就職あっせんに対する立場の表明 ② 再就職等規制部門と再就職援護部門との分離 ③ 新たな法改正等に際しての対応の見直し ④ 企業に対する説明及び注意喚起 <p>(2) 再就職等規制の制度に関する職員への周知の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 防衛省・自衛隊の全職員に対する教育 ② 継続的な研修 <p>(3) 将官の再就職に関するチェック体制の確立</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●防衛大臣による訓示の実施 ●防衛大臣通達の発出 ●各級会議における周知 ●再就職等規制監視と就職援護を所掌する部署を分離する ●制度所管部署による企業への説明の実施 ●制度所管部署及び各幕僚監部再就職等規制監視担当部署による隊員への周知教育の実施 ●各機関等における教育の実施 ●コンプライアンスに関する研修の実施（e-ラーニングの導入検討） ●内閣府官民人材交流センターが行う再就職支援の利用促進 ●第三者による将官の再就職チェック体制の構築